

事故の対策はされていますか？

本年玉名労働基準監督署管内の農業での休業4日以上労働災害(以下「労働災害」という。)は、令和4年6月30日時点で既に3件発生しています。昨年の労働災害件数10件は前年比で3.3倍と急増しており、その発生件数と同レベルでの発生件数です。熊本県内の労働災害発生件数も毎年100件以上増加している状況です。

農業では今後の収穫時期が繁忙期になり、過去の状況からみても労働災害が発生しやすい時期になるようです。また一度労働災害が起こると休業期間が長くなる傾向で、実際に休業4週間以上は半数程度を占めています。このような状況から、労働災害の発生を防止することは、緊急の課題であり、各事業場での安全衛生管理の徹底による労働災害防止を図る必要があります。また、アルバイトや一時的に雇用した労働者であっても、労働安全衛生法、労働基準法等の適用となり、事故防止等の責任が課せられるものもあります。

つきましては、下記事項について、即時に取り組みいただくとともに、全労働者の労働災害防止意識の高揚を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 農業での過去の労働災害事例から注意が必要な対策

- (1) 高齢者による労働災害対策 (資料1 - 1、1 - 2)
- (2) 技能実習生による労働災害対策 (資料2 - 1、2 - 2)
- (3) 転倒による労働災害対策 (資料3)

2 労働災害で業種を問わず事例が多く注意が必要な対策

- (1) 墜落・転落による労働災害対策
脚立やはしごの使用による災害対策 (資料4 - 1, 4 - 2)
- (3) 熱中症対策 (資料5)

3 安全管理責任者等の担当者選任による対策実施の推進・徹底



添付資料は熊本労働局ホームページでも確認できます。

熊本労働局 > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ > 農業を営む事業者の安全衛生対策(玉名労働基準監督署)
https://site.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00573.html

詳しい問い合わせ先は、	玉名労働基準監督署 住所：〒865-0016 玉名市岩崎273 玉名合同庁舎内 電話：0968-73-4411
-------------	---